

令和3年8月20日

保護者様

大津市教育委員会事務局
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応について（お願い）

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、滋賀県において「まん延防止等重点措置」が適用されています。つきましては、学校における感染拡大防止のため、下記の点につきまして、改めてご理解、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. お子様の健康管理について

- ・ 登校の際には、検温や風邪症状の確認を行い、健康観察カードを学校に提出してください。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え、無理をせず自宅で休養させてください。また、かかりつけの医療機関等に電話等で相談し、その指示に従ってください。併せて、学校へ連絡をお願いします。
- ・ 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られる場合についても、登校を控えるようお願いいたします。
- ・ 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、学校で様子を見て休ませることはできませんので、ご家庭に連絡させていただきます。その際は、できるだけ早めに迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。

2. PCR検査等の検査を受けられる場合の対応について

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、感染拡大防止および学校での対応を迅速にするためにも、速やかに学校へ連絡をしてください。
 - （1）児童生徒がPCR検査等を受検する（受検した）場合
 - （2）児童生徒の同居の家族がPCR検査等を受検する（受検した）場合
 - （3）児童生徒または同居の家族の感染が判明した場合
 - （4）児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

3. 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合の対応について

- ・ 感染拡大を防止するため以下の対応をします。
 - （1）感染者が判明したことについて、学校から保護者の皆様にメール配信等を活用し、お知らせします。
 - （2）臨時休校の措置をとらない場合であっても、上記（1）のお知らせをします。
 - （3）できるだけ早期にお知らせするため、メール配信が深夜に及ぶ場合がありますが、ご理解をお願いします。